

## 要注意外来生物リスト（昆虫類）（案）

### 1．要注意外来生物リスト作成の目的

生態系等への影響が文献等で指摘されている外来生物について、今回の特定外来生物の選定作業では、以下の 及び の理由から、特定外来生物に選定されなかったものに関し、被害の予防に役立てることを目的に、注意を要する外来生物のリスト（要注意外来生物リスト）として環境省において公表することにより、それらの外来生物を利用する関係者に影響の内容を周知し、利用に当たり生態系等に係る被害を予防するため管理されている施設や場所以外に逸出、遺棄しないようにするなど取扱いに際して留意すべき事項を掲げて注意を喚起するとともに、さらなる知見の集積を図る。

（参考）「中央環境審議会外来生物対策小委員会岩槻委員長談話」抜粋

「外来生物問題に予防的に対処する観点から、特定外来生物には指定されていないものの生態系等に被害を及ぼす懸念があるものについて、要注生物リストといったものを作成する必要がある。そうしたリストが公表されることにより、関係者が日頃より外来生物の使用に関心を持ち、さらなる知見が集積され、被害の予防に役立つようになることが期待」

#### 【今回、特定外来生物に選定されなかった理由】

被害に係る科学的知見はあるが、広範に販売・飼養等がなされ、現時点で効果的な規制を行うことが難しいと判断される。

被害に係る科学的知見が不十分であり、さらなる知見の集積が必要である。

### 2．要注意外来生物リストの内容

#### （1）特に注意を要する外来生物

- ・上記 1 の理由から特定外来生物に選定されなかった外来生物を掲載する。ただし、特定外来生物の候補として具体的な選定作業が継続して行われる外来生物については、要注意外来生物リストに掲載せず、別途継続検討中の生物として取り扱う。
- ・生態系等に係る被害の内容及び取扱いに際して留意すべき事項を別途個票にとりまとめてリストに添付する。

#### （2）注意を要する外来生物

- ・生態系等に係る被害を予防するため、利用に係る取扱いに際して注意を喚起するとともに、さらなる知見の集積を図った上で被害について判定する必要がある外来生物。
- ・上記 1 の理由から特定外来生物に選定されなかった外来生物をリストに掲載する。

### 3．要注意外来生物リストの公表

学識経験者の意見を踏まえて作成したリストについて、環境省において公表する。

公表に際しては、本リストの目的、取扱いを明記し、掲載種が外来生物法の規制の対象でないことも付記し、外来生物の利用者に混乱を与えないよう留意するものとする。

## 要注意外来生物リスト(昆虫類)

### 1. 特に注意を要する外来生物

目名	科名	和名	学名	文献等で指摘されている影響の内容	備考
コウチユウ	クワガタムシ科 (Lucanidae)			生態系(競合・駆逐、遺伝的攪乱)	別添個票参照

### 2. 注意を要する外来生物

目名	科名	和名	学名	文献等で指摘されている影響の内容	主な参考文献	備考
チヨウ	アゲハチヨウ	ホソオチヨウ	<i>Sericimus mantela</i>	生態系(競合)	1,2	意図的な放蝶に由来すると考えられる分布拡大が見られるため、これらの行為を防ぐ普及啓発が必要。

#### 主な参考文献

- 1 日本生態学会(編) (2002) 外来種ハンドブック. 地人書館, 390pp.
- 2 桜谷保之・菅野格朗(2003) 京都府木津川堤防におけるホソオアゲハの生態 - 特に在来種ジャコウアゲハとの比較 -, 「日本産蝶類の衰亡と保護 第5集」:181-184.



## 外来クワガタムシ類の取扱いについて（案）

### 1 利用等の実態

1999 年以降、植物防疫法の有害動物に該当しない外来のクワガタムシ類が、愛玩の目的で大量に我が国に輸入、流通されている。

現在までに 361 種の輸入が認められており、大型種を中心にペットとして多数が輸入され、輸入頭数は年間 200 万頭を超えられている。

代表的なペット甲虫として、ダイオウヒラタクワガタ *Dorcus bucephalus*（ジャワ島）、スマトラオオヒラタクワガタ *D. titanus titanus*（スマトラ島）、パラワンオオヒラタクワガタ *D. titanus palawanicus*（パラワン島）、グランディスオオクワガタ *D. grandis*（インドシナ半島等）などが輸入されている（文献）。

国内の流通量、飼養者数等の実態は明らかでないが、安易に販売、飼養がなされ、簡単に入手できる状況にあることから、放棄、逸出個体の定着が懸念されている。また、近年、意図的と考えられる放虫も報告されている。

### 2 外来クワガタムシ類による生態系等への影響

在来のヒラタクワガタにおいて、外国産ヒラタクワガタとの交雑が疑われる個体が野外で確認されており、これらは室内交雑実験での妊性も確認されている（文献）ことから在来種個体群に遺伝的攪乱が懸念される。

在来種クワガタムシとの餌資源をめぐる競合、特に幼虫期における餌資源の競合の影響被害のおそれが懸念される（文献）。

寄生性のダニに関しては詳しい報告はないが、日本には生息しない種が侵入しており、飼育中にそれらによって在来クワガタが死亡した例も報告されている。

ユーラシア、東南アジア、アフリカ北部、北アメリカ、オーストラリアなどから輸入されているが、我が国では、温帯生息種だけでなく熱帯に生息する種も冬季の越冬が可能と考えられ、定着する可能性がある。なお、定着実績に係る明らかなデータは示されていない。

### 3 取扱いに係る留意点

外来クワガタムシ類については、大量に輸入され安易に飼養されている状況であり、また、意図的に放虫されているという報告もあることから、野外に逸出することによる生態系への影響が懸念される状況にある。このため、飼養個体を放棄、逸出させることがないように適切な飼養管理を関係者に促していくことが重要である。

外来クワガタムシ類による生態系等への影響についての知見は不足していることから、クワガタムシ類の愛好家の知見の活用も含め、効率的な収集方法を検討することが必要である。特に、野外における分布、定着状況に係るデータを収集することが必要である。

クワガタムシ類は専門店だけでなく量販店でも販売され、小さな子供を含め幅広い飼養者層があることから、適正な飼養・管理について普及啓発することが重要で

ある。販売店において購入者に遺棄させないように注意喚起したり、専門雑誌等において適正飼養に係る啓発記事を掲載するなど、効果的な普及啓発に向けた取組が重要である。

#### 4 その他留意事項

本来輸入が認められていない種の販売もしばしば見られる。

原産国における乱獲による個体数の減少が懸念されるとともに、原産国で採集もしくは輸出が規制されている種類が不正に輸出・販売されている事例もある。

#### 5 主な参考文献

荒谷邦雄 (2002) クワガタムシ科における侵入種問題. 昆虫と自然, 37(5): 4-7.

荒谷邦雄 (2003) クワガタムシ・カブトムシにおける移入種問題. 滋賀県琵琶湖博物館企画展示資料: 94-97.

荒谷邦雄 (2003) ペットとして輸入される外国産コガネムシ上科甲虫の影響. 森林科学, 38: 21-32.

五箇公一・小島啓史 (2003) クワガタムシ商品化がまねく種間交雑と遺伝的浸食. 昆虫と自然, 38(3): 6-12.

Goka et al. (2004) Biological invasion caused by commercialization of stag beetle in Japan. Global Environmental Research, 8(1): 67-74.

トラフィックイーストアジアジャパン (2004) カブトムシとクワガタムシの市場調査. 34pp. トラフィックイーストアジアジャパン.